

過疎地域いきいき集落づくり支援事業補助金取扱要領

1 目的

この要領は、過疎地域いきいき集落づくり支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象外事業

次に掲げる事業は原則として、補助金の交付対象としないものとする。

- ① 国及び県（国及び県に準ずる財団等を含む）の他の補助等を受ける事業（ただし、市町村の補助等は除く。）
- ② 特定の政治、宗教、選挙活動を目的とした事業
- ③ 従来からの継続事業で単なる財源の振り替えを目的とするもの

3 補助対象外経費

人件費その他団体等の恒常的な運営費及び交付決定前の経費については、補助対象外経費とする。

4 事業期間

事業の実施期間は単年度とする。ただし、単年度ごとに事業が完了し、事業効果を得られるものであれば、最長で3か年度、単年度ごとに申請することができる。なお、同一内容を3か年度繰り返す場合は対象としない。

5 事業計画の提出

- (1) 補助金の交付を受けようとする市町村又は地域団体等は、事業計画書を別に定める日までに行政県税事務所に提出すること。
- (2) 地域団体等が事業計画書を提出する場合は、事業実施地域の市町村を經由し事業計画書を提出すること。その場合、市町村は別紙様式により送付すること。

6 補助対象事業の選定

- (1) 補助対象事業の選定にあたっては、提出書類の審査により行うことを基本とし、申請事案により、必要に応じて申請者及び市町村からのヒアリングを実施する。
なお、ヒアリングは地域創生課課員及び申請者の所在地を所管する行政県税事務所職員が同席して行うものとする。
- (2) 地域創生課長は、要綱第3条及び予算措置等を勘案し、行政県税事務所長の意見を斟酌したうえで、補助対象事業を選定する。

7 補助対象事業の遂行状況の確認及び助言等

地域創生課課員及び行政県税事務所職員は、相互に連携のうえ、補助対象事業の適切な執行のため、事業の遂行状況について定期的に確認を行い、補助事業者に対して、必要に応じて助言等を行うものとする。

8 補助対象事業が交付決定後に中止となった場合の取扱い

気象条件、天変地異等申請者の責によらない不測の事態により、予定する事業の全部、又は一部の実施が難しくなった場合等において、延期や別の方法での実施等を検討してもなお、事業内容の全部中止、又は一部中止についてやむを得ないと認められる場合は、補助金変更承認申請の手続き等により、外部収入の取扱いや収支状況、準備等に要した必要最低限の経費等を精査のうえ、補助対象とすることができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

(適用)

この取扱要領は、平成25年度事業から適用する。

(適用)

この取扱要領は、平成26年度事業から適用する。

(適用)

この取扱要領は、令和2年度事業から適用する。

(適用)

この取扱要領は、令和5年度事業から適用する。

(適用)

この取扱要領は、令和6年度事業から適用する。